蒲郡市農産物害虫防除対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、つまもの栽培における農薬の使用低減に一体的に取り組む産地づくりを推進し、高品質な地域ブランド化の産品の育成による他産品との差別化を図るため、つまもの栽培農家で組織する農事組合法人三河温室園芸組合が実施する害虫防除対策事業（以下「補助事業」という。）に対し、蒲郡市農産物害虫防除対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和３８年蒲郡市規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第２条　補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、農事組合法人三河温室園芸組合とする。

（補助対象経費）

第３条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象団体がつまもの栽培に使用する害虫防除資材の導入に係る経費とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、算定した額が４０万円を超えるときは、４０万円を限度とする。

２　補助金は、補助対象団体に当該年度につき１回を限度として交付する。

（補助金の交付申請）

第５条　補助対象団体は、補助金の交付申請をしようとする場合は、蒲郡市農産物害虫防除対策事業費補助金交付申請書（第１号様式。以下「交付申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する交付申請書の提出期限は、当該年度の５月末日までとする。

３　補助対象団体は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金の額に地方税法（昭和２５年法律第２２

６号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定及び通知）

第６条　市長は、前条第１項の規定により提出された交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定しなければならない。

２　前項の規定により補助金を交付することを決定したとき、又は交付しないことを決定したときは、決定の内容及び条件を付した場合にはその条件を蒲郡市農産物害虫防除対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により、速やかに補助対象団体に通知しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第７条　補助金の交付の申請をした補助対象団体は、前条第２項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から７日以内に申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（事業内容変更等の承認及び交付決定の変更）

第８条　第６条第１項の規定による交付決定を受けた補助対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市農産物害虫防除対策事業費補助金変更承認申請書(第３号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない場合における次に定める事項の変更については、この限りでない。

⑴　補助対象経費の１０パーセント以内の増減の場合

⑵　その他市長が軽微な変更と認める場合

２　市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

３　市長は、第１項の規定により補助金の交付の決定を変更した場合は、蒲郡市農産物害虫防除対策事業費補助金変更決定通知書（第４号様式）により、速やかに交付決定団体に通知しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第９条　交付決定団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ蒲郡市農産物害虫防除対策事業中止（廃止）承認申請書（第５号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定により当該補助金の中止又は廃止を決定したときは、蒲郡市農産物害虫防除対策事業中止（廃止）承認通知書（第６号様式）により、速やかに交付決定団体に通知しなければならない。

（事業遅延の報告）

第１０条　交付決定団体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは蒲郡市農産物害虫防除対策事業遅延報告書（第７号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１１条　交付決定団体は、事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の成果を記載した蒲郡市農産物害虫防除対策事業実績報告書（第８号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　収支精算書、経費の支払いを証する書類又はこれに代わる書類

⑵　導入した捕虫器の写真

⑶　その他市長が必要と認める書類

２　前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月末日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市農産物害虫防除対策事業費補助金確定通知書（第９号様式）により、速やかに交付決定団体に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第１３条　前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときに蒲郡市農産物害虫防除対策事業費補助金交付請求書（第１０号様式）

を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１４条　市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに当該請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第１５条　市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不適切であると認めたとき。

２　市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市農産物害虫防除対策事業費補助金交付決定取消通知書（第１１号様式）により、速やかに交付決定団体に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第１６条　市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、当該補助金の交付の決定の取消しを受けた交付決定団体に対し、蒲郡市農産物害虫防除対策事業費補助金返還命令書（第１２号様式）により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の補助金額の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の備付）

第１７条　交付決定団体は、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて補助事業の完了後５年間保存しなければならない。

（調査等）

第１８条　市長は、交付決定団体に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

２　市長は、補助対象期間終了後も、交付決定団体に対し、補助事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

（雑則）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。